

令和7年度の弘前市立中学校における部活動改革について

令和7年2月12日
弘前市教育委員会

1 弘前市の部活動改革

部活動について、学校単位ではなく、地域の活動として実施する地域移行も含め、現行の部活動をよりよいものにつくり替えていくことを目的に部活動改革を推進する。

2 令和7年度の方針

できるところから、令和8年度に向けた改革を進める。

〈改革の視点例〉

①顧問の希望制導入実施に向けた対応

- ・保護者等との協力及び役割分担により、部活動等の運営を行う。
- ・現行部活動等の指導を希望する教員だけでは部活動等の運営ができない場合、地域クラブへの移行のほか、合同部活動として活動する、又は部活動を設置しないこと等について、検討する。

②スポーツ・文化芸術クラブ等の開拓

- ・地域クラブ活動を行う団体等に対して、学校施設等の利用を認めるなど、クラブ化の促進・援助を行う。

③部活動指導員・部活動アシスタントの開拓

- ・学校運営協議会や地域コーディネーター等の協力を得ながら人材を確保する。

④時差出勤の現実的検討

- ・日課表や校内細則等を見直し、放課後の部活動等の時間を確保する。

3 令和8年度以降の目指す姿

- ・ 現行の部活動を解体し、下の3種類の活動に再編する。
- ・ 顧問の希望制導入に向けた実施把握。

※国の動向によっては、更新する。

実施主体	活動形態	運営の仕方等	指導者
1	学校以外 地域クラブ	・ 各団体の運営に従う。 ・ 地域サークル、地域ボランティア、公民館「こどもクラブ」、習い事等を含む。 [参加者] ・ 中学生の他、様々な世代が一緒に参画することも想定。 [活動時間] ・ 各クラブ・団体の設定による。	○ 各団体の指導者 ○ 希望する教員 ※ 兼職兼業届の提出
2	学校 学校クラブ（A又はB） 【現行部活動】	○ 休日も活動できる。 ○ 16:30以降（教員の勤務時間外）も指導できる。ただし、届出が必要。 【学校クラブA】 <u>他校生も受け入れて活動できる。</u> 【学校クラブB】 <u>所属校の生徒のみで活動する。</u> [参加者] ・ 希望する中学校の生徒 [活動時間] ・ 19:00までに帰宅できる時間を設定する。 ・ 長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。	○ 希望する教員 ※ クラブ指導の申告 ○ 部活動指導員 ※ 原則、単独指導 ○ 部活動アシスタント ※ 見守り保護者 ※ 部活動アシスタントは単独でクラブを組織できる。
3	学校 学校サークル（仮称）	○ 教員の勤務時間内での活動とする。 [参加者] ・ 希望する所属校の生徒	○ 所属校の教員

- ・ 全ての活動形態において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」を遵守していること。
- ・ 大会参加については、各大会主催者の大会参加条件による。

4 令和8年度以降のスケジュール

【改革実行期間】

前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度